

身体的拘束の最小化に向けた当院の取り組み

当院では、入院患者さん一人一人の尊厳に基づき、安全・安心な医療を提供するため、**身体的拘束を原則として行わない方針**を定めています。やむを得ず制限が必要な場合でも、最小限かつ一時的な対応に留めるよう、以下の体制で取り組んでいます。

1. 病院経営層による意思表示

理事長および病院長は、患者様の尊厳と権利を尊重し、身体的拘束の最小化に病院全体で取り組む方針を表明するとともに、その内容を全職員に周知・徹底しています。

2. 全職員を対象とした継続的な教育

入院患者様に関わるすべての職員に対し、年2回以上の講習会を実施しています。身体拘束が身体的・精神的に与える影響を理解し、適切なケアを実践するための知識を習得しています。

3. 身体的拘束最小化チームによる専門的活動

専門チームを設置し、拘束に用いる用具を一元管理しています。また、各病棟の使用状況を常に把握し、早期解除に向けた具体的な提案を行っています。

4. 定期的な病棟巡回と多職種検討

身体的拘束実施中の患者さんについては、定期的な巡回を行い、「切迫性・非代替性・一時性」の3原則に基づく評価を実施しています。また、現場職員とともに解除に向けた検討やカンファレンスを行っています。

5. 拘束に頼らないケアと工夫の導入

職員が身体的拘束を行わずにケアするための新しい用具や手法を提案できる仕組みを設けています。また、現場からの提案を積極的に導入し、環境改善やケアの工夫を推進しています。

6. 透明性の確保と実施率の公表

当院では、身体的拘束最小化に関する方針や取組内容、身体的拘束の実施状況等を院内掲示やホームページで公表し、情報の公開に努めています。

【緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の判断基準】

1. **切迫性**：本人や他者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
2. **非代替性**：他に身体を保護する方法がない。
3. **一時性**：一時的な実施であり、速やかな解除を目指す。

※これらの3要素すべてを満たし、医師が医学的に必要と判断した場合に限定します。